

## 一般財団法人町田市文化・国際交流財団 チケット販売受託規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人町田市文化・国際交流財団がチケットの販売を受託することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (販売場所)

第2条 チケットの販売場所は、町田市民ホール（以下「市民ホール」という。）及び町田市鶴川緑の交流館（以下「交流館」という。）とする。

### (チケット)

第3条 チケットは、市民等が市民ホール及び交流館並びにその他の施設で行なう催し物の入場券と入場整理券とする。

### (チケット販売の委託申請)

第4条 チケットの販売を委託しようとする者（以下「販売委託者」という。）は、催し物ごとに、チケット販売委託申請書（第1号様式）により理事長に申請しなければならない。その時に、販売委託料として、3,000円を納めるものとする。

### (チケットの販売の受託及びチケットの受領)

第5条 理事長は、販売委託者からチケットを受領したときは、チケット販売委託承諾及び受領書（第2号様式）を販売委託者に交付する。

### (チケットの追加または引上)

第6条 販売委託者がチケットの追加または引上をするときは、チケット追加・引上書（第3号様式）により理事長に申請しなければならない。

2. 理事長は、追加のチケットを受領した時は販売委託者にチケット受領書を交付する。
3. 販売委託者は、引上げチケットを受領した時は理事長にチケット受領書を交付する。

### (チケット販売手数料)

第7条 チケット販売手数料は、チケット売上金の100分の10とする。

### (チケット販売代金の精算)

第8条 理事長は、販売が終了した時は販売委託者にチケット販売精算書（第4号様式）によって報告をする。

2. 理事長は、チケット売上金から販売手数料を差し引いた額を、販売委託者からの請求により販売委託者に支払うものとする。

### 附則

この規程は、2005年4月1日から施行する。

### 附則

この規程は、2012年7月1日から施行する。